

産業厚生常任委員会会議録

(令和4年9月26日)

愛 南 町 議 会

愛南町議会産業厚生常任委員会会議録

本日の会議 令和4年9月26日(月)
招集場所 議員協議会室

出席委員

委員長	鷹野正志	副委員長	嘉喜山茂
委員	吉田茂生	委員	少林法子
委員	佐々木史仁	委員	中野光博
委員	山下正敏		

欠席委員

なし

出席委員外議員

なし

傍聴委員外議員

なし

職務のため出席した者

議会事務局長	本多幸雄	局長補佐	小松一恵
--------	------	------	------

説明のため出席した者

(高齢者支援課)

課長	土幡淳	課長補佐	濱田由貴
----	-----	------	------

(保健福祉課)

課長	幸田栄子	課長補佐	倉野豊成
----	------	------	------

本日の委員会に付した案件

(1) 所管事務調査

「高齢者、障がい者の交通支援対策について」

机上審査

(2) その他

開会 13時30分

閉会 14時50分

○嘉喜山副委員長 皆さん、こんにちは。

少々早いですが、ただいまより産業厚生常任委員会を始めます。

まず最初に、委員長が御挨拶を申し上げます。

○鷹野委員長 座ったままで失礼いたします。改めまして、皆さんこんにちは。

朝晩大分涼しくなり、秋の陽気となってまいりましたが、日中はまだまだ暑いようでございます。本日は、産業厚生常任委員会、閉会中の所管事務調査ということで、全員の出席をいただき誠にありがとうございます。

今回の閉会中の所管事務調査は、高齢者、障がい者の交通支援対策について研究をしようというものでございます。本町もいろいろ障害者、高齢者に対するそういう支援策、いろいろ考えておりますが、その辺の規則、条例に関して問題点等、調査、研究していきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

今日は、高齢者支援課、保健福祉課、土幡課長、濱田課長補佐、福祉課のほうで幸田課長、倉野課長補佐に来ていただいております。どうかよろしくお願ひいたします。

それでは、早速所管事務調査、机上審査ということで、まず、高齢者支援課のほうから制度につきまして説明等お願ひいたします。

土幡高齢者支援課長。

○土幡高齢者支援課長 それでは、高齢者支援課から、愛南町福祉タクシー助成事業と愛南町高齢者運転免許証自主返納支援事業、愛南町介護タクシー助成事業について説明をいたします。

資料1を御覧ください。

まず、愛南町福祉タクシー助成事業ですが、公共交通の利用が不便な地域の高齢者に対し、タクシー料金の一部を助成することにより、高齢者のゆとりある生活の実現を図ることを目的としております。

対象は、当該年度の4月1日を基準日にして、満70歳以上の者、または2級以上の身体障害者手帳、もしくは療育手帳の交付を受けている満65歳以上の者のうち、公共交通機関乗降地点から300メートル以上自宅が離れている方です。平成29年度より距離を500メートルから300メートルへ変更をしております。

事業内容としましては、町と協定を結んだタクシー業者が所有するタクシーを利用するときに使用できる福祉タクシー補助券を交付いたします。補助券の種類は、地域の区分に応じて、1,500円券、1,000円券、800円券、500円券の4種類で、50枚を交付しております。

平成29年7月からは、それまで町内のみの利用だったところを町外も利用可能としております。また、令和3年度から、他のタクシー券と併用を可能とし、1回に使用する枚数の制限も撤廃をしております。そのような点から、交付人数、事業費ともに増加をしております。

また、65歳以上の身体障害者手帳2級以上の方は、その表の括弧書きの中にあります人数で、令和3年度は2名、令和2年度は4名、大体例年2名から4名のようになっています。

次に、愛南町高齢者運転免許証自主返納支援事業についてですが、これは高齢者の運転による交通事故の防止を図るために、高齢者の運転免許証の自主返納を支援するものです。

対象は、本町の住民基本台帳に記載されている高齢者であって、自己の運転免許証を自主返納した者です。

事業内容としましては、町と協定を結んだタクシー業者が所有するタクシーを利用するときに使用する、愛南町高齢者運転免許証自主返納支援タクシー補助券を交付します。500円券、50枚を交付しております。3年間、申請できるものです。

この事業は、平成29年7月から開始されております。令和3年度から、他のタクシー券との併用を可能として、1回に使用する枚数の制限を撤廃したために、令和3年度の事業費が増加をしているような状況です。

次に、介護タクシー助成事業についてですが、愛南町福祉移送サービス事業が平成30年度末で廃止となったため、廃止により支障が生じる移送サービス登録者について事業を行う必要があることから、平成31年4月からこの事業を開始しております。

目的は、公共交通機関を利用することが困難な高齢者、または身体障がい者が通院もしくは入院、転院を含みます、または退院のために利用する介護タクシーに要する費用の一部を助成することにより、経済的な負担の軽減及び健康状態の安定に寄与するものです。

対象は、本町に住所を有する方で、要介護認定調査において、障がい高齢者の日常生活自立度がB2以上、これは介助により移乗できるという方です。B2以上であると判断された介護保険の被保険者、または身体障害者手帳の交付を受けている者、常時寝たきりの者、または歩行機能障がいを有する者であって、車椅子、ストレッチャー等を使用することにより介護タクシーで通院することが可能な者になっております。

事業内容としましては、利用を許可した者に愛南町介護タクシー利用登録証・助成券48枚つづりのものを交付しております。介護タクシーの利用料金から自己負担額500円を差し引いた残りの金額を助成をしております。また、令和3年度からは、町外の医療機関利用の場合も制限を設けて利用できるようにしております。年々交付人数は増えてきているような状況です。

以上で、高齢者支援課からの説明を終わります。

○**鷹野委員長** ありがとうございます。どうでしょうか、ここで質問を受けましょうか。全部終わってからにしましょうか。どっちがいい。全部終わってからでいいですか。

そしたら、続きまして、保健福祉課のほうからお願いいたします。

幸田課長。

○**幸田保健福祉課長** それでは、保健福祉課から、愛南町人工透析患者通院交通費助成事業について説明をします。

資料2をお願いします。

この事業は、腎臓機能障害により人工透析療法を受ける方に対して、医療機関への通院に要したタクシー利用料金の一部を助成することにより、利用者の経済的負担の軽減を図り、福祉の増進に寄与することを目的とするものです。

助成対象となる方につきましては、次のいずれにも該当する方となります。町内に住所を有する方、腎臓機能障害により身体障害者手帳の交付を受けている方、人工透析患者通院交通費助成事業について、町と協定を締結したタクシー業者が所有するタクシーを利用する方、愛南町介護タクシー助成事業の助成を受けていない方となります。

事業内容についてです。助成を受ける方は、まず申請をしていただき、その後、登録証と助成券を交付します。助成券は利用者の通院回数に応じて分割して交付を行います。現在は、1回に2か月分を交付をしております。助成券の利用は1日につき1往復分までとし、利用者のみが乗車したときに限ります。

助成額は、移動距離が4キロメートル未満の場合は、タクシー利用料金の5分の1の額、移動距離が4キロメートル以上の場合は、タクシー利用料金の2分の1の額となっております。タクシー利用料金により算出した額は100円単位とし、100円未満に端数がある場合は、切り捨てるものとします。

また、年間のタクシー利用料金から助成券の合計額を控除した額が30万円を超えた場合は、その超過額を町が全額負担することとなっております。

また、町外の医療機関を受診する場合は、町境までの片道の移動距離を対象としています。現在、町外の医療機関を受診されている方はおりません。

事業実績です。ここ5年間の事業実績を表しております。2ページ目には、それを利用回数等でまとめております。年間の利用者数は、令和2年度の18人が最多で、昨年度は13人と

なっております。令和2年度は、利用者18人で、利用額が83万2,360円、令和3年度は、利用者13人で、利用額160万8,250円と、利用者数は減っていますが、助成額が増加しております。

2ページを御覧ください。2ページの表の中段、利用枚数の段を御覧ください。

令和3年度では、800円券、900円券、1,300円券の利用枚数が大幅に増えております。事業費は、このように利用者数だけでなく、利用者の居住地や利用回数により金額が増減している状況となっております。

以上です。以上で説明を終わります。

○鷹野委員長 ありがとうございます。

ただいま、高齢者支援課、また保健福祉課のほうから説明を受けました。

何か質問等ありませんでしょうか。

山下委員。

○山下委員 福祉タクシーで、65歳以上の障がい者ということなのですが、これ、65歳という限定ではなくて、全ての障がい者とすることはできるのですか。

○鷹野委員長 土幡課長。

○土幡高齢者支援課長 今回の条例でしたためられている対象が65歳以上の身体障がい者というふうにしています。全ての障がい者について、このタクシー券が必要かどうかというか、それこそ現行の福祉タクシーの目的が、公共交通機関の不便なというところにしていて、65歳未満の方でそういったところで外出だとかが不便だというような声が、余りこちらの課には届いては来ていないんですけれども、その必要性については、検証する必要はあるのかなとは思っています。

以上です。

○山下委員 これは当委員会で研究することなので。

○鷹野委員長 吉田委員。

○吉田委員 福祉タクシー、引き続きなのですが、これ、平成29年度に500メートルから300メートルに変更ということで、これでどれくらい人数が増えたかというのは、数字ありますか。ないですか。

○鷹野委員長 土幡課長。

○土幡高齢者支援課長 29年の距離の変更のときに、これ、公共交通の乗降期間からというところで、ちょうどこの時期にあいなんバスの路線も増えた区間がちょうどありました。その路線が増えると、やはりその路線からフリー乗降であれば300メートルというところで、そういう路線が増えたことにより対象が減るっていう人と、それから500メートルを300メートルにしたところで増えるというところで、1,000人弱ですかね、800人余りは対象者、500メートル以上のところが1,300人余りが対象だったところが、300メートルにすると2,100人程度というような対象者を計算しております。

○鷹野委員長 佐々木委員。

○佐々木委員 今回の福祉タクシーの事業なのですが、さっきの吉田委員の関連なのですが、300メートルに変更したということなんですけど、5年前ぐらいですか。290メートルとか微妙な隣近所、不公平感というか、隣の人はもろたののうちはもらえなんだという、そういう場合は、あげましようとか、10メートルやけど、そういうことはするんですか。きっちりやるんやろうか、300メートルで。

○鷹野委員長 土幡課長。

○土幡高齢者支援課長 今言われたことが、本当、この事業の課題かなというふうにも思います。隣の家は対象になるのに、自分の家は対象にならないっていう方は確かにおられます。何回か実際に微妙なところは職員が測定に行って、もう測定の結果を見てもらって説明をさせてもら

っているので、少しやけんっていつて認めるといようなところは、一応、ないです。してしまくと、やっぱり幾らまでが認めてつていうたら、300メートルという基準を設けているところがちょっとなし崩しになってしまうといようなところがあるので。ただ、何回か測定はし直してくれて言われて、測定をし変えることはあります。

以上です。

○鷹野委員長 その距離は厳しくということで、300メートルね。

○土幡高齢者支援課長 はい、規定のとおりに対応しております。

○鷹野委員長 佐々木委員。

○佐々木委員 年々年寄りが増えてきて、いよいよ年寄りもどんどん増えてくるんやけど、この距離規制というのは、もうやめる方向にはできんのですか。

○鷹野委員長 土幡課長。

○土幡高齢者支援課長 この問題は、本当今まで議会でも質問も何回か受けておりますし、今出ていた隣の公平性というか、そういったところもあって、ちょっとそこら辺の距離の撤廃についても、それ以降、距離の撤廃についても検討したことはありますが、まだ撤廃には至っていないといようなところですよ。

高齢になると体が不自由になるということも増えてきているんですけども、ちょっと体の不自由さをどういふふうに計るかといようなところも検討していかなければいけないかなといふふうにも思っています。

以上です。

○鷹野委員長 少林委員。

○少林委員 いろいろそうやって改善はされよといのはよく分かるんですけど、これ、去年から、私、嘉喜山議員、それからこの間、金繁議員、そして吉田議員とか、毎回、多分皆さんいんな地域でお年寄りたちに、最もそのことについて言われるんじゃないかなと思つて、300メートル等。抜本的に一度見直しをされるべきなのではないかな。

例えば70歳以上だったら、この間から金繁議員が言っていましたけど、どんなに元気でトライアスロンに出るような方でも、タクシー券50枚もらえるわけですね。はい。そうじゃなくて、身体の状態に応じてするとかいふふうには、もう一度、抜本的に、300メートルを290はとか、そういうことではなく見直しをする時期ではないのかなとは思つたのですが、いかがでしょうか。

○鷹野委員長 土幡課長。

○土幡高齢者支援課長 そこら辺も含めて、今のこの制度といようなところの、目的のところを見直さないと、なかなか公共交通の……といようなところにおいては、距離の撤廃つていようなところは、なので、高齢者の方が外出しやすといような、そういった支援とい形で改正する必要があるのかなといふふうにも感じてはおります。

ただ、そこら辺の目的をどこに置くのかといようなところと、体の状態だとかを、なかなか計りにくいといような、ほかの市町の状況を見ましても、身体障害者手帳だとか療育手帳だとか、あと介護認定だとかつていふような形で、障がい者のタクシー券とい形で交付しているような市町もありますけれども、ちょっとそこら辺も含めて、どうい形が愛南町にとつていいのかつていようなところは検討課題かなつていふふうには思っています。

なので、ちょっとタクシー、この制度自体の目的から見直さないと、なかなかそういったところの範囲を広げるといようなところは難しいのかなつていふふうには考えております。

以上です。

○鷹野委員長 少林委員。

○少林委員 条例の目的と合致せんといけんけん、そこもあると思つてますが。

あと300メートルについて、折衷的に言いますと、300メートル、2級以上でしたね、

たしか。身体障害2級以上の者だったけど、これ2級以上の者って、どれぐらいなのかというのを施設の方に聞くと、これはなかなかのもんですということで、よっぽどですね。

ふだん生活しよるけど、なかなか歩けない人とか、それから山から階段みたいなすごい道を下りてこんといけん人とか、そういう個々の状況を一度行って、申請がある人に見て、総合的に判断するという、300メートルという距離だけではなくて。道路の状況や、その人のことはできないんでしょうかね。

○鷹野委員長 土幡課長。

○土幡高齢者支援課長 今の制度の中では、そういうことはちょっとできないんですけれども、総合的にというようなところで、ある程度、基準を設けないと、なかなか判断基準が難しいかなとは思っています。

なので、見直すとしても、その基準というところをどういうふうにするのかっていうところは必要かなと思いますし、今、少林委員、言われたように、身体障害者手帳2級以上っていったら、ほとんど本当寝たきりというか、介助がないと外出できないような方で、現行のこの制度でも、65歳以上の方で障がい者の方が3名、4名以内なんですけれども、70歳以上の方でありましたら、今の乗降期間から300メートル離れていたら交付ができるわけですので、今、65歳以上の障がい者で交付をしていない、70歳以上の方で障害者手帳を持たれている方は何人かおられて、その方は2級よりもっと軽い認定でも交付をしているようなケースもあるのはあります。

以上です。

○鷹野委員長 嘉喜山委員。

○嘉喜山副委員長 私も福祉タクシーなんですけど、実際、対象年齢とかそういったところから、やっぱり見直さないと駄目だろうと、しかもそれに合わせて、コミバスも一緒に検討すべきだろうと僕は思っています。

それで、この1,500円券とか1,000円券、これ金額ベースから見た使用率って分かります。その下の高齢者運転免許証自主返納支援事業とか、介護タクシーで、例えば福祉タクシーやったら、令和3年度、456人に交付はしとるんやけど、人数ベースからいくよりも金額ベースからいった使用率のほうが分かりやすいかなと思うんですけど。

○鷹野委員長 土幡課長。

○土幡高齢者支援課長 今の分なんですけれども、それぞれの500円券から1,500円券までの年間の使用枚数とかは出ております。使用率は、1,500円が、令和3年度ですけれども、令和3年度、1,500円の使用割合が74%、1,000円券が78.4%、それから500円券が70.86%、800円が63.86%になっております。

○鷹野委員長 課長、その資料、タブレットに載せてもらうよう。5年、29年度からぐらいのあれで。

嘉喜山委員。

○嘉喜山副委員長 その使用率と、例えば脇本・中玉、これ実際城辺まで来て、どんだけかかるのか、ちょっとよく分からないんやけど。券ごとの、ちょっと不公平感もあるんじゃないかなとも思うわけなんですよ。例えば脇本やったら城辺まで3,000円かかるとして、自己負担1,500円、猿鳴1,000円やけど、自己負担2,500円かかるから1,500円とか。ちょっとその券ごとに不公平感があると思われるので。だからやっぱりここは見直しが必要だろうなと思っています。

距離とか券の種類の根拠ってあるんかな。

○鷹野委員長 難しいね。

土幡課長。

○土幡高齢者支援課長 地域ごとの券なんですけれども、設定した根拠は、まず、バス停からの距

離が3キロまでの方は500円券、それから3キロから4キロというところが800円、それから4から5キロが1,000円券、5キロメートル以上が1,500円というふうな形で設定して、地区をこのように割り振りしたような経緯になっております。

以上です。

○鷹野委員長 それは役場基準。

○土幡高齢者支援課長 そうですね、はい。

○鷹野委員長 ほかに何かありますか。

吉田委員。

○吉田委員 人工透析の通院の先ほど御説明があった、令和3年度が非常に1,300円券というのが非常に伸びていますが、これは何か原因があるんですか。利用枚数が……されて、非常に増えていますよね。これの要因って何ですか。

○鷹野委員長 幸田課長。

○幸田保健福祉課長 1,300円券が利用者数が令和2年度2名、令和3年度2名となっております。令和2年の2名という方のうち1人が途中から年度途中で申請があった方です。そしてその方が令和3年度、かなりの頻度で使われたということになります。1人増えることによって、1人1日2枚の透析週3回ですので、それに4週間の12か月分となると、年間288枚、1人が……なりますので、それで1人出ることによって枚数がかなり増加するというような状況になっています。

以上です。

○鷹野委員長 あれ2日に一遍せないかんやんな。何日に一遍せないかん。

○幸田保健福祉課長 週に3回です。

○鷹野委員長 週3、2日に1回せないかん。

山下委員。

○山下委員 人工透析のところ、4キロ以内の金額でいうたら4キロ以上はどこになるんですか。900円券以上。4キロ以内が5分の1で、4キロ以上が2分の1でしょう。その4キロ以上はこの券でいうたら、どこに。

○鷹野委員長 幸田課長。

○幸田保健福祉課長 4キロ未満であったら、タクシー券は100円券から200円券になります。4キロ以上になると、600円からという形になります。今、800円券を使われている方で見ますと、長洲地区が800円券、今使われている方で見ていると、長洲地区が800円券で使われている方がおられます。

○山下委員 800円以上が4キロ以上ということ。あ、600円言うとしたな。

○鷹野委員長 幸田課長。

○幸田保健福祉課長 4キロメートル以上、600円以上になりますので、最大になりますと、現在使われている方で、一番高額な券になりますと、猿鳴地区で2,200円の券を使われている方がおられます。福浦地区で2,100円といった方がおられます。

以上です。

○鷹野委員長 町外は今ないということやったね、津島病院行ったりとか宇和島行ったりとか。

幸田課長。

○幸田保健福祉課長 町外を利用している方、5名おられるんですが、八幡浜での入院といった形で利用されていますので、タクシーは使われていないといった状況です。

○鷹野委員長 山下委員。

○山下委員 これは愛南町で透析をされている方の人数は、とてもこんなもんやないんやろう。

○鷹野委員長 幸田課長。

○幸田保健福祉課長 透析をされている方、ここ5年間でしたら60人前後です。令和3年度が6

7名となっております。国保と後期高齢での透析利用者は減少傾向にありますが、社会保険、生活保護等での透析をされる方が増えてきているのではないかと思います。

健康増進の面でも、やはり糖尿病からの透析という方が多いですので、そういった管理が重要になってくるかと考えております。

以上です。

○鷹野委員長 ほかに何かありませんか。

ないようやったら、ちょっと私のほうから、高齢者の運転免許の自主返納の支援事業なんですけど、これは返納した人が対象になるんですよね。それで、よく聞くのが、旦那さんが運転して、奥さんの病院に連れていきよったんやけど、旦那がもう車返納したけん、私はいよいよ不便で行けんのかという人が結構、その逆もありますけど、よく聞くんですよ。もし、できるのであれば、その返納の家庭というか、配偶者の方も利用の対象にしたらどうかなっていうふうに思ったんですが、その辺、いかがでしょうか。

土幡課長。

○土幡高齢者支援課長 言われるように、御家庭で不便とか不自由が生じている現状はあるのかと思いますけれども、この事業は、交通のそういったところの不便を解消するという目的ではなく、交通安全で、返納したことに対して、愛南町ではタクシー券を交付をしていますけれども、ほかの市町はほかのタクシー券ではなく、何か交通安全教室をするだとか、反射バンドをあげるだとか、そういったところもあるので、この事業の目的としてはちょっと対象にはならないのではないかなというふうに考えております。

以上です。

○鷹野委員長 吉田委員。

○吉田委員 今の高齢者の返納の件なんですけど、今後多分これ75歳以上、道路交通法改正されて、大分厳しくなりましたね。更新できなくなりましたね。これ、将来的に例えばあいなんバスの、それこそ無料券といったらいんですかね、そういうのを無料にしながらという、今後の何年か先、団塊の世代が75を迎えたときに、かなりやっぱり増えてくるような気がするんですけども、そういった今後、方向性については何か考えていらっしゃることはあるんですか。

○鷹野委員長 土幡課長。

○土幡高齢者支援課長 今の段階では考えてはないんですけれども、言われるように、そこら辺の態勢も含めて、今の返納事業の内容というのも見直す時期が来るのかもしれないです。

以上です。

○鷹野委員長 嘉喜山委員。

○嘉喜山副委員長 今の件に絡みまして、これ、令和3年度交付人数239やけど、これ、年齢分布って分かります。

○鷹野委員長 土幡課長。

○土幡高齢者支援課長 年齢分布は出してないんですけれども、自主返納された方の平均年齢は算出しています。令和元年から3年まで、79.48歳が平均年齢となっております。

以上です。

○鷹野委員長 ほかに何かありませんでしょうか。よろしいでしょうか。

1つ、福祉タクシーは、条例はついていますよね。あとは実施要綱、これ、何か理由あるんですか。

幸田課長。

○幸田保健福祉課長 要綱で、条例までには固めてない。条例まで固めている事業ではないです。要綱で。

○鷹野委員長 ではないという、要綱と一緒にみたいな感じですよ。もう本当の条例じゃなくて。ただ、何でこれ要綱になってないのかなと。ちょっと先ほど聞いたら、一本松が何かそういう

のを作っちゃったって言うけん、そういうのをちょっと聞いたんやけん、その辺、どうなんじゃろうかなと思うんですけど。

土幡課長。

○土幡高齢者支援課長 福祉タクシーは、合併前に、一本松と旧城辺町がたしかしていた事業で、そのときは条例やったんですかね。それを合併したときに、併せてっていうようなところですね。

それと、介護タクシーと免許証返納は、最近事業を開始した事業というところがあって、条例化はしていないというところになります。

○鷹野委員長 統一してもええんかなと思うんですけど、内容的にも、目的云々という、その条例という言葉にこだわるんじゃないんですけど、実施要綱で福祉タクシーもいけるんじゃないかなっていうふうに思うんですけど。何か条例があって、ほかのもんが要綱というのだったら、何か福祉タクシーのほうが一番大きくて、どっちなうたら、横並びの感じがするんですよね。何かこれだけ条例で、ぴんとすごい何か上に来とるような感じがして。思うんですけど。ちょっと調べてみてください。返答はまたお願いします。

山下委員。

○山下委員 これ、ちょっと局長に、条例の場合は、議決が要るんやろう。ね。要綱の場合は要らんけん、これ、合併後、福祉タクシーは合併前やけん条例やって、合併後なんで、要綱やけん議決が要らるので要綱にしとるんやないやろうかね。別に条例にせんとけいう理由はないんやろう、これ。してないんやけんね。

○鷹野委員長 ないよね。

○山下委員 そういうことなんやろう。

○鷹野委員長 元に戻してもいいね、要綱に。

土幡課長。

○土幡高齢者支援課長 今、言われたのは、福祉タクシーのみが条例なので、福祉タクシーも条例である必要があるのかというところですか。

○鷹野委員長 うんうんうん。条例を議決によって格下げやないけど要綱にするとか。

○土幡高齢者支援課長 なので、今回福祉タクシーもいろいろ御意見が出たりして、見直す段階で、この条例を一旦廃止して、新たな仕組みとして要綱で何かタクシー券の配付をするような事業をとという御意見というところ。

○鷹野委員長 ですね。

ほかに何かありませんでしょうか。いいですか。

(「はい」と言う者あり)

○鷹野委員長 そしたらないようでしたら、説明員の方の退出をお願いいたします。

ありがとうございました。

暫時休憩します。

(休憩)

○鷹野委員長 休憩前に続き再開いたします。

今、高齢者支援課、そして保健福祉課のほうから、高齢者、障がい者の交通支援対策について説明を受けました。

それで何点かいろいろ皆さんの意見があったと思うんですが、どうしましょう、1つずつ探っていきましょか。

そしたら、1つずつ探っていきたいと思います。

まず、福祉タクシーですね、距離の問題云々ということがありました。これもちょっとありますように、交通の利用が不便な地域の高齢者に対しということで、そういった距離云々がなされているということなんです。

この点について、再度何か意見等ありましたら。協議すべき点は、距離かな。距離と対象。

○鷹野委員長 嘉喜山委員。

○嘉喜山副委員長 運転免許証の返納での交付人数の239人の平均年齢が79.48歳なんで、大体80歳として、やはり福祉タクシーのほうも、このあたりの年齢を基準にすべきじゃないかなと私は思います。

それで、福祉タクシーのほうを対象とか条件を決めた上で、あと拾い切れないところを、例えば高齢者の免許証返納事業とか介護タクシー助成事業でフォローしていけばいいんじゃないかなと私なりに思っています。

以上です。

○鷹野委員長 今、嘉喜山委員の言うのは、もう福祉タクシーを80歳以上に統一化すると。距離とかは問題なしで、全人にとということ。80歳以上の高齢者は全部交通の利用が不便だということに捉えらる。

なかなか難しい問題であるとは思いますが。ただ、これをタクシー券を全対象者に配っても、利用してなかったら、それだけ要らないということですよ。例えば町中の人買い物に行くとかってということですよ。

○鷹野委員長 少林委員。

○少林委員 タクシー券もろうたら、これもいろいろ話があるんですが、余ってももったいないけんみたいな、みんな使っちゃえみたいな感じになったり、余り必要じゃなくても、なるいうのもあるで、いろいろ考えるべきなのかと思えます。

先ほどの嘉喜山委員に質問があるんですが、いいでしょうか。先ほどの意見に。さっきの対象が、じゃ、満70歳以上……案の場合は80歳以上にしてはどうかと。そこから後ろの65歳以上の何とかで300メートル、ここのところはほかの条例でカバーしていくと言われたんですね、全部。

○鷹野委員長 嘉喜山委員。

○嘉喜山副委員長 基本を80歳にして、このタクシーの助成の中で、もう一つ条件を加えていったらどうかという意味です。

○少林委員 分かりました。

○鷹野委員長 局長。

○本多事務局長 すみません、話の途中で申し訳ございません。先ほど、高齢者支援課のほうに資料提供をいたした件についてなんですけれども、サイドボックスのほう、ページを更新していただければ、先ほどの資料が出てまいりますので、御確認をお願いいたします。

以上です。

○鷹野委員長 追加資料ね、はい。

○山下委員 委員長、ちょっと確認やけど、福祉タクシー券は申請は要らんわけよね。70以上の高齢者に全て行くんやろう。申請が要る。

運転免許証自主返納は申請って書いているんやけど。この中に申請という文言がないんやが。出とるん、この中。

○嘉喜山副委員長 4条に、利用者の登録っていうのがあるので、第4条に。申請して、登録証を交付せんといけんようになってるけん。申請しなければいいんじゃないかなという。

○山下委員 そうやね、条例の中にね。分かりました。

○鷹野委員長 嘉喜山委員。

○嘉喜山副委員長 今でも経費絡んで、結局一応申請するということなので、80歳以上を無条件にしても、例えばこの辺に住んどる方は申請しなければ交付の対象から漏れるということになるんで。無駄遣いにはいかないかなという気はします。

○鷹野委員長 あと、先ほど嘉喜山委員から、1,500円、1,000円、800円券、その格差

でちょっと不公平感が生まれるんじゃないかというようなこともありました。その辺についてはどうでしょうか。

○山下委員 委員長、もう一回嘉喜山委員に説明してもろたら。脇本から利用した場合とか、猿鳴から何か言よったやろ。

○鷹野委員長 嘉喜山委員。

○嘉喜山副委員長 脇本で実際タクシー代が城辺来るまでに幾らかかるのか、ちょっと分からないですよ。で、猿鳴についても分からないけど、補助金使って、残りの自己負担額に差があるんじゃないかなと僕は思うとるんで。こういうふうには券の額面を決めるから、不公平感があるのかなと思った次第です。

○鷹野委員長 山下委員。

○山下委員 例えば猿鳴やったら、タクシーで5,000円ぐらい要るけんね。

○嘉喜山副委員長 脇本やったらもっと要りますね。

○山下委員 もっと要るやろうね。

○鷹野委員長 先ほどの金額を決めたのは、役場から何キロ、何キロいうて、最初は決めたということやったんやな。その1,000円、1,500円のはそうやな。そこらの不公平感が果たしてどうなのかという、そこらよな。

どうしよう。一遍資料出してもらおうか。実際、脇本は何ぼかかって、何ぼ1,500円の、半分なのか何分の何なのか。そこらの資料を、ほしたら出してもらおうように要請しましょうか。本多局長、構いませんかね。

○本多事務局長 はい。

○鷹野委員長 お願いします。

今、嘉喜山委員から、年齢、満70歳以上ということだったんですが、高齢者の運転免許の自主返納の支援事業は、大体平均すれば79.48歳ということで、80歳にしたらどうかというような意見もございました。そこについてはいかがでしょうか。

○鷹野委員長 佐々木委員。

○佐々木委員 80歳以上にして、距離規制をなくするということ。

○鷹野委員長 いや、距離は設けないけんやろう。

○佐々木委員 設ける、そうしたら、年齢を上げるということやね。

○嘉喜山副委員長 結局、対象を上げると。

○佐々木委員 対象を上げると。

○鷹野委員長 70歳やったらまだ元気やろう。

吉田委員。

○吉田委員 80はちょっといろいろ年齢によって差ができるんで、後期高齢者の75ぐらいのほうで適当ではないですかね。年齢的にいうとね。80歳だったら、やっぱりかなり、平均寿命男性そこまで行ってないでしょう。

○鷹野委員長 今、吉田委員から後期高齢者の75歳にしたらどうかという意見がございましたが、どうですかね。

少林委員。

○少林委員 そういう何か根拠がないといけんですが、80にするか75にするか。本当に今、現実的に考えて、70代くらいは、人によって物すごい健康に差があるやないですか。物すごい方から、どんどん差が広がっていくので、私は80でいいのではないかなと思います。本当に。その後半の部分で、じゃ、70代でなかなか使えない人の何か策を、後半のほうの文章に何か盛り込めないかなというふうに思います。

○鷹野委員長 後半。

○少林委員 65歳以上で身体障害者2級とか300メートルとか、そこら辺のところを工夫して、

吸い上げるようにして。

○嘉喜山副委員長 例外規定ですよ。

○少林委員 「または」の後ですよ。

○鷹野委員長 山下委員。

○山下委員 結局あれやろう、ただし書きをつけるという、ただしというのをつけるんやろう。80歳で縛らず。

○少林委員 さらに条件をつける。

○山下委員 例えば75歳で本当に必要な人が利用できるように、例えば、ただし町長が認めたとかあるやろう、条例の最後に。ああいうのを入れてほしいということやろう。

○少林委員 この対象自体に、「または」の後半部分がありますよね。そこのところで……して。

○鷹野委員長 今、例外規定をということやったんやけれど、どうですかね。80歳にして例外規定を設ける。80歳以上で除外規定、除外規定ではないけど、と後期高齢者の75歳というふうにちょっと出とるんですが。

自分としては後期高齢者という言うたほうが、もう分かりやすい。80歳でちょっと歩くのがしんどいとか、また、それをまたどうこうじゃいうて、また担当課が判断するよりは、もう75歳、後期高齢者になったら、福祉タクシーを利用できますよという。

○少林委員 それで申請するみたい。

○鷹野委員長 うん、それで申請するかどうかやけん。と思うんですが、いかがでしょうか。
(「いいです」と言う者あり)

○鷹野委員長 そしたら、後期高齢者ということで、75歳以上ということで、ちょっと年齢を上げるのと、あともう一度、距離とタクシー券の金額ですね、この辺の不公平さがあるんじゃないかな、ということ、その辺、もう一回資料をもらいまして検討するというのでいいかな、今日は。

山下委員。

○山下委員 13条の委任よね。13条の委任。委任の13条よ。この条例に定める者のほかってあると、何かいい項入れてよ。例えば300メートルで縛られとるし、年で縛られとるやろう。だけどそれ以外の人を本当に交付してほしい人はおるはずなんやけど。その人らが交付できるように、例えば町長が別に何とかと、いいちょっと文言でよ。内容を入れたほうがええと思うんやけど。

○鷹野委員長 原則的には、300メートルということで、申請により町長の許可する者とか、そういう除外規定も設けたらどうかという方向ですよ。

やはり5メートル違うが、もう一遍計ってくれとか、そういう意見もちょっとあったんで、その辺ちょっと本当にタクシー券が欲しい人は、300メートルもよう歩かんがという高齢者もおるはずやし。300メートル以上あっても、走っていける人もおると思うし。その辺の不公平さ、その辺の除外規定もちょっと今後考えるべきかなというふうに思います。この辺、ちょっともう一回、担当課にちょっとその辺は聞いてみますか。

嘉喜山委員。

○嘉喜山副委員長 距離をゼロメートルからにすると、結局コミバスの対象、今、走りよるんで、対象から漏れとるところ。例えば魚神山とか、そういったところも対象になってくるんで、町内の各地区ごとの大まかなタクシー料金が分かればええかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

○鷹野委員長 そしたら、それも資料、ちょっと各地区、本庁から各地区、魚神山でタクシーやったら幾ら要るのかとか、走ってみんと分からん。

○山下委員 聞いたら分かるやろう。

○嘉喜山副委員長 その路線とこから距離が今は300メートルやけど、それはやっぱり外したほ

うがいいと思うんですよ。そうすると、魚神山とかであっても対象になってくるんでということで、タクシーの料金を知りたいなと思った次第です。

○鷹野委員長 少林委員。

○少林委員 一番端の網代で考えていただいたらありがたいです。

○鷹野委員長 ここに例えば長月第4とか、もう地区で、第3と第4のちょっと1軒しか離れてないところはどうかね、その辺もあるんで、ある程度、地区までの距離と実際にタクシー代が幾ら要るのか、そこら、資料出る。タクシー屋さんに聞いてみると分らんかな。

○鷹野委員長 山下委員。

○山下委員 委員長がタクシーに聞いたらすぐ分かるよ。

○鷹野委員長 各地区な。はい、そしたら、その辺、各地区までのタクシー、どのくらい要るか、私のほうからちょっとタクシー屋に聞いてみますわ。

そしたら、ほかに免許証の自主返納の件についてはどうでしょうか。特に問題ないか。

吉田委員。

○吉田委員 これ、3年ですので、3年たった後にもう全く補助が、これ全くない状態ですね。やっぱり買い物とかその辺は、やっぱり行く人たちは増えてくるんで、ここはやっぱりちょっともうちょっと考えていかなきゃまずいのかなと。3年だけ、3年間だけで補助がいいのかどうか。もしくはこれの中に、例えば1つのあいなんバスを利用した場合に、自主返納した方については無料でもいいのかなというふうに思うんですけども。3年たって、それ以後、全く補助がないと相当不便だと思うんですね。だからそこはちょっと今後は考えていかなきゃならない大きな問題なのかなというふうに思います。今回審議しなくても、少しその辺は、将来的なこととして考えていかないと、3年で本当にいいのかどうか。

○鷹野委員長 嘉喜山委員。

○嘉喜山副委員長 その件に関して、結局、これ免許を返していくと、高齢者、75歳以上になってくると思うんで、まずはタクシー助成をきっちりした上で、この免許証の返納で補完するみたいな考えが僕はいんじゃないかなと思うんですけど、いかがでしょうかね。介護も一緒ですけど。

○鷹野委員長 どうもこの高齢者運転の3年というのは、愛南近隣より愛南が一番ええ3年間、ほかのところは1年とか、額も少ない、かなり制度的には恵まれとる制度ということですよ。全然やってない市町もあるみたいですね。

今、吉田委員から3年間ということで、例えばその代わりにコミバスの無料券をやるとか、そういうことも今後は必要じゃないかなという意見もございました。その辺も課題として。

吉田委員。

○吉田委員 例えば2万5,000円、月でいったらいつているわけですよ。500円券が50ですから。例えばあいなんバスの100円券であれば、かなり回数いきますよね。年数制限をしなければ。という意味合いです。そういうふうにしたほうがいいですかね。無料って言うことですから。100円券を期限を持たずに、2万5,000円分。250回。それは期限を設けずに、あいなんバスですれば、解決していくのかなということです。

○鷹野委員長 なるほどね。これもバスが通っておる地区とついてないのがあるけん、またこれであいなんバス。タクシーなのかバスなのかいうたら、またここで問題が出てくるけん、難しい。どうしても公共タクシーやないけん、公共バスやないけん、その兼ね合いも。もちろんあいなんバスももっと乗ってもらいたいというのもあるし、その辺のバランスもあろうかと思いません。

そしたら、その辺、もちろん3年間できるのか、その後、その辺どうなのかということも1つ課題になろうかということですよ。

そして介護タクシーは特にないですかね。

嘉喜山委員。

○嘉喜山副委員長 これ、僕分からないんですけど、これで十分カバーされとるかどうかって、分かります。

○鷹野委員長 介護タクシーと福祉タクシーの、ぴったりこれは違うよってというのがちょっと見えない部分もあろうかと思うんですよ。もちろん介護タクシーいうたら、病院の行き来とか、やっぱりそういった方の専用のタクシー、病院の行き来等、寝たきりの方々の支援対策にはなるかと思えます。

これはいいかな。いいですか。

そしたら、福祉課のほうの人工透析の通院費の件。

山下委員。

○山下委員 これ、3番の事業内容で、距離の4キロ未満と4キロ以上、5分の1と2分の1の負担率なんやけど、これ、分ける必要があるんやろうか。同じ人工透析で病院に通うのに、一律2分の1とやったほうが公平性があるんやないかと思うんやけど。その点、今度一回聞いてほしいんで。できたら2分の1がいいんやないかと。

○鷹野委員長 ですね。

○山下委員 病院に通うのに、距離が近いけん5分の1、遠いけん2分の1の助成というのは、何かおかしいような気がするんよ。

○鷹野委員長 少林委員。

○少林委員 いや、違うと思う。タクシー料金がようけかかるけん、遠いところ。そのためだけで、4キロいっのを作ってもたやろうけど。それやったら、キロ数書かずに、タクシー料金が何千円もかかった場合は、そのうちの何%とかにしたらええのかもしれない。距離を書くけんおかしいのかなと。

○鷹野委員長 ああ、そういうことやな、やっぱり。

○山下委員 ということは、距離を撤廃せいということやね。そういうことやね。

(発言する者あり)

○鷹野委員長 そういうことやね。

○山下委員 料金の2分の1、助成と。

○鷹野委員長 少林委員は、遠くから、例えば魚神山から来たら5,000円かかるけん、その半分2,500円、平城から来やったら1,000円もかからんのに500円。それで、金額を、例えば3,000円以上かかるもんは半分とか、その辺をちょっと変化つけたらどうかっていうことですよ。

○山下委員 変化をつけずに、同じ透析患者だから、平等にしたほうがいいんやないかという意見なんよ。いろいろ意見はあると思うんやけど。さっきの福祉タクシーなんかは、自分が買い物行ったりいろいろできるんやけん、これはもう透析だけやろう。

○鷹野委員長 そうですね。

○山下委員 利用者が14人とか本当に少ない利用者なんで、そこはちょっと。

○鷹野委員長 そうやね。

佐々木委員。

○佐々木委員 今の人工透析、自分で車運転していく人もあるんやないかなと思うんですが。それ、どうですかね。調べられる。

○山下委員 67人が透析で、利用者が14人。

○鷹野委員長 残りの人は車で。

(発言する者あり)

○鷹野委員長 なるほど。

この距離、金額ですよ。何円券、何円券ってあるやないですか。これ、100円とか20

0円、あれももうちょっとこう。

○嘉喜山副委員長 何、福祉タクシー。

○鷹野委員長 人工透析。

○嘉喜山副委員長 券の種類がすごいんで、発行するほうも大変やと思いますけど。

○鷹野委員長 100円、200円、500円。ちょうど半分でも端数があるけんやけんど、100円とかでね、できるはずよね。100円券を多目にやってとか。この辺もちょっと何でこんなに多いか。

ほかに。

どんなもんやろう。でも、500円単位で、あと100円とかがあったらね。端数が出たら、100円、200円でいいはずやからね。

ほかに何かありませんでしょうか。

(「なし」と言う者あり)

○鷹野委員長 そしたら、大体問題点、出たようでございます。

そしたら、次回、いつ頃にあれしましょうか。10月は結構めじろ押しの忙しい時期にはなっていておりますが。12月定例までにはやらなきゃやろう。もう一、二回であれか。1回聞いてまとめぐらいか。

(発言する者あり)

○鷹野委員長 というたら、10月、11月でもええか。そしたら北海道行く前か帰ってからぐらい、11月の中ぐらいにします。

(発言する者あり)

○鷹野委員長 帰ってからのする。

そしたら、11月の2日までがあれやけん、1週目はアウトですけん、2週か3週目、7の週か14の週ぐらいで構わんですかね。そしたらその辺で、また調整をお願いします。2週目か3週目かということ。

そしたら、次回は11月の第2週か3週目のほうにしまして、それでまとめをしていきたいと思えます。

ほかに何かありませんかね。中野委員、何か言うてないけんど、何かあります。

○中野委員 ありません。

○鷹野委員長 ありませんかね。

そしたら閉会やね。

○嘉喜山副委員長 長時間にわたりまして御協議いただきましてありがとうございました。皆さん、同じ課題を持たれておるとお思いますので、よりよい方向に持っていければと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

お疲れさまでした。

委員長